

【平成28年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成28年3月18日 健康福祉委員長 青木 功雄

○「議案第14号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 動物愛護基金の設置に関する広報・周知の取組について

動物愛護基金の設置に伴い、市内の動物病院、各種施設等に対して、募金箱の設置についての協力を依頼することを考えている。また、様々な広報媒体を活用しながら、各種イベントや市民公開講座における広報に努めるとともに、報道機関への情報提供を行うなど、基金の周知に努めていきたい。

* 募金箱のデザインについて

川崎市獣医師会の協力の下、既に募金箱を設置している動物病院もあるが、今後、募金箱を設置する施設には、動物のために使うという基金の目的が明確に分かる募金箱の設置を考えている。

* 寄附金の募集方法について

平成26年度に動物愛護関連事業への寄附制度を創設し、平成27年度には「ふるさと応援寄附金制度」の寄附項目に追加している。今後についても、寄附制度を活用して募った寄附金を基金に積み立てていきたいと考えている。

* 寄附金の使途について

動物愛護センターに搬入された負傷した動物の治療、処置の体制強化に必要な手術用具や飼育用品の購入、支援を受けているボランティアへ配付する医薬品やペットフードの購入、動物愛護教室等のキャンペーンにおける普及啓発の際に使用する教材、備品の購入等に使用している。

* 基金の活用方法について

一定の基金の使途は定めているが、年度ごとに事業内容が異なってくるため、臨機応変に必要性の高い事業に基金を活用したいと考えている。また、ボランティア等に対する市の支援も一部十分でない面もあると認識しているので、ボランティア等への支援にも基金の活用を検討している。

《意見》

* 県ではリーフレットを活用して市民へ基金についての広報を行っており、本市でも参考にしてほしい。

* 募金箱には、透明の亚克力製の箱が広く使用されているので、本基金の募金箱の設置に当たっては、このような募金箱の導入を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第21号 川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 予防接種運営委員会の委員構成の変化が既存業務に与える影響について

1 保健所 7 支所体制への移行については、これまで各区の保健所が担ってきた業務のうち大部分の業務を引き続き各支所で行うことで変わりはないが、予防接種事業においては、保健所に集約する業務が多数あり、区役所で行う業務が少なくなる。このため、これまで予防接種運営委員会では各区保健所長一人の委員構成としていたが、今後は、保健所機能の一元化に伴い、局の保健所長一人とすることで対応が可能と考えている。また、指揮命令系統の一元化を図ることで、保健所長の下、各支所を統括する体制であるため影響はないと考えている。

《意見》

* 保健所は各区において非常に重要な役割を担ってきており、1 保健所 7 支所体制への移行は、地域の保健所業務が後退するものと言わざるを得ないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 2 2 号 川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 2 3 号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 2 4 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 2 8 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 6 4 号 平成 2 7 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 7 4 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第75号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第76号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第77号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第78号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第79号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第80号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第81号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも介護保険制度の改正に伴う内容であるので、6件を一括して審査

《意見》

- * 事業の継続や新たな事業者の参入が困難になるという懸念があり、「要支援切り」のように、サービスを必要としている高齢者が必要なサービスを受けられなくなること避けるため、介護報酬の見直しを行ってほしい。
- * 制度の移行に際しては、事業者へ丁寧に説明するとともに、希望するサービスを本人の合意に基づいて受けられるようにしてほしい。
- * 総合事業を初めとする本市の介護関係事業の計画策定に当たっては、これまでのサービスを後退させないという観点から議論を進めてほしい。
- * 議案第80号については、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、条文の整理に伴い改正されるものであるが、受託した指定介護予防サービス事業者が提供するサービスの種類に地域密着型通所介護サービスを加えなければ、サービスを利用する方へ不利益が生じることもあり得るため、基準緩和ではないことを確認し、本議案には賛成である。

《議案第76号の審査結果》

- 全会一致原案可決
《議案第 77 号の審査結果》
全会一致原案可決
《議案第 78 号の審査結果》
全会一致原案可決
《議案第 79 号の審査結果》
全会一致原案可決
《議案第 80 号の審査結果》
全会一致原案可決
《議案第 81 号の審査結果》
全会一致原案可決

○「請願第 14 号 年金削減を取りやめ、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金制度を求める請願」

《請願の要旨》

高齢者の生活を支える年金の削減を取りやめ、マクロ経済スライドの廃止、及び全ての高齢者に給付される最低保障年金制度の実現に関する国への意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

マクロ経済スライドとは、平成 16 年の国民年金法改正により規定されたものであり、現役の被保険者の減少と平均寿命の伸びに応じて算出したスライド調整率を、賃金や物価による従来の年金額の改定率から差し引くことにより、給付水準を調整するものである。このスライド調整は、賃金や物価の伸びが小さい場合、マイナス改定となるような調整は行わず、賃金、物価がともに下落した場合にもスライド調整を行わない名目下限措置などのルールが定められている。なお、マクロ経済スライドによる調整は、5 年に一度の財政検証において年金財政が長期にわたって均衡すると見込まれるまで行われるとされており、平成 21 年の財政検証では、おおむね 30 年掛けて調整が行われるとされていた。

平成 12 年度から平成 14 年度までの間、当時の経済情勢等への配慮から、前年の消費者物価指数の低下に基づく物価スライドを行わない特例措置が実施され、この特例措置による特例水準と物価スライドを適用した場合の本来水準の差は 1.7% に広がっており、その後平成 16 年の改正でマクロ経済スライドの導入が定められるとともに、年金額の改定方法の見直し等が行われたが、引き続き特例措置が設けられ、その結果、平成 25 年度には、その差が 2.5% に拡大した。

この差を解消するため、平成 25 年 10 月から段階的に年金額の引下げを行っているが、平成 27 年度に特例水準と本来水準の差が無くなると同時に、マクロ経済スライドによる調整が行われ、その結果、対前年比で 0.9% の引上げとなっている。

平成 29 年 4 月の消費税 10% への増税と同時に実施される予定となっている低所得高齢者等に対する支援については、住民税が非課税であり、所得が老齢基礎年

金の満額以下である受給者の方などに対して、月額5,000円を基準として、通常の年金額に加算されて支給される年金生活者支援給付金と無年金者の発生を抑制するため、現行の年金保険料の納付済期間等の受給資格期間を25年以上から10年に短縮する措置が予定されている。

《主な質疑・答弁等》

* 受給資格期間の短縮による効果について

旧社会保険庁では、納付期限の不足による65歳以上の無年金者は約42万人と推計しており、国ではこのうち約40%の約17万人が受給期間の短縮により救済されると見込んでいるが、本市における人数は不明である。

* 納付期間が10年の場合の年金額について

納付期間が40年の場合の年金額は、年額78万1000円であるが、10年の場合は、年額19万5,000円である。

* 市内における国民年金受給者の人数について

本市における平成27年3月末時点での国民年金受給者数は、老齢年金は約25万人、障害年金・遺族年金と合わせて約26万5,000人である。

* キャリーオーバー制度の仕組みについて

賃金、物価がともにマイナスの伸びとなった場合など、名目下限措置によりマクロ経済スライドによる調整は行なわれないが、キャリーオーバーは、その調整を行なわなかった分を翌年以降に繰り越すものである。現在、国で検討している段階であり、本市では詳細を把握していないため、今後の動向を注視していきたいと考えている。

* 物価変動と年金額の連動について

現行制度では単年度で名目下限措置が適用されるため、かい離が広がっていくものではない。キャリーオーバーが導入された場合には、仮にデフレ傾向が解消し、物価や賃金が上がっていく状況になっても年金額が据え置かれ、物価とのかい離が広がる可能性はある。

* 本市の年金生活者支援給付金の対象者数について

国の推計では、全国で約790万人とされており、国との比率による推定では、本市の対象者数はおおむね5～7万人と推測している。

* 年金制度の破綻に対する認識について

年金制度は、保険料を支払っている現役世代と年金を受給している世代間の扶養としての捉え方があり、前者が減少しているのに対し、後者が増加していることを受けて、平成16年にマクロ経済スライドが導入された背景もあり、国では、財政検証により将来の見通しの推計なども行なっていることから、年金制度が破綻しているという認識はない。

《意見》

* 請願の願意は理解できるが、年金制度自体の設計の課題もあり、マクロ経済スライドの廃止のみを切り離して議論することは難しいと考える。

* 高齢者全てを最低保障年金の給付対象者とした場合、保険料の未納者も給付対象となるため、不公平感が生じ、持続可能な制度にならなくなる懸念がある。

《取り扱い》

- ・年金制度は、高齢者だけでなく障害者、遺族者を支えていく重要な制度であり、世代間を超えて助け合うという前提がある。少子高齢化が進む中で、長期的で持続可能な制度を構築するためには、将来世代の給付水準を確保する上で、マクロ経済スライドは欠かせないと考えるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・一定期間保険料を納め、受給権が発生した方がいる中で、高齢者全てを対象とした最低保障年金制度の議論をすることで、不公平感が助長されてしまい、年金の未納にもつながる危険がある。また、国でも社会保障制度の議論が行われている中で意見書の提出は難しく、今後の動向を見る必要があり、本請願は不採択とすべきである。
- ・厚生年金に加入していた方であっても、病気等様々な理由で国民年金に切り替わった方もおり、年間78万円の年金額では生活が困窮することは明白であり、社会保険料が上昇していく中で、年金額が引き下げられる現状では、マクロ経済スライドの廃止は重要である。また、最低保障年金制度を国庫財政の中で創設していく方向性を採るべきだと考えるため、意見書を提出し、本請願は採択とすべきである。
- ・孤独死の問題や高齢者の貧困の問題は、年金制度のみで考えるのではなく、社会保障制度全般に関わる問題である。マクロ経済スライドには、個々の事例で様々な問題があるものの、社会状況等、現状に則した制度であると考えられ、現行の制度に基づき適切に取組を進めていくことが重要と考えるため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択